

純子内親王・齊子内親王(嵯峨天皇皇女)

純子・齊子内親王は文室久賀麻呂女文子所生の同母姉妹である。文室氏は天武皇子長親王(母、天智皇女大江皇女)の子である智努王と大市王が天平勝宝四年(七五二)に賜姓されたことに始まる。その由来は栗田寛氏が「文室は、一本に室を屋とも作り、地名にあらず、学館を云ふ称なり、古へ学館の事に預りなどしけるより賜へる氏にや」とい、佐伯有清氏も「この説が妥当か」とされている(注1)。

久賀麻呂は大市王の子で宝亀八年(七七七)正月七日に正六位上から従五位下に叙された。以後、延暦六年(七八七)まで十年間、但馬介、左大舎人頭、木工頭と歴任し、同六年正月七日の叙位で従五位上となり、二月二十五日には摂津亮に任命された。

摂津国は軍事・交通の要地であり、難波宮や鴻臚館が設けられた政治外交にも重要な地であった。このため特別行政機構として摂津職が設置され、長官・次官には皇親また文学的教養を持ち海外事情に明るい人物が多く任せられていたとい

う(注2)。久賀麻呂が任命される二十日程前の二月八日に従五位下石川朝臣魚麻呂が摂津亮に任命されている。つまり何らかの突発的な事情により魚麻呂から久賀麻呂に摂津亮が移つたことになる。順調な経歴と併せて考えると久賀麻呂は氏の名の由來に相応しい教養と知識を備えた有能な官吏であつたようである。しかしながら、久賀麻呂の記録はこれを最後に終わっている。文子を後宮に納めた嵯峨天皇が誕生したのは延暦五年(七八六)九月七日であるから、久賀麻呂の最終記事が記載されている延暦六年(七八七)時点では数えで二歳ということになる。つまり、文子がどのような経緯で入内したかを推定する手がかりは久賀麻呂から辿ることはできない。久賀麻呂の記録が途絶えるのが、『日本後紀』の散逸のためか、はたまた早世したためかは不明である。早世したと考えれば、その後、文子を後見したのは順当にいつて久賀麻呂の兄弟、それも同母兄弟であろう。

久賀麻呂には波多麻呂・真老・八嶋・高嶋の兄弟がいる。波多麻呂は久賀麻呂の子とする史料もあるが(注3)、官位昇叙の記録からみて宝賀寿男氏は兄が妥当であるとする

(注4)。両名は共に名前に「麻呂」がつくなどの共通点があり、同母兄弟である可能性が強いと考えることができる。

波多麻呂は天平宝字元年(七五七)五月二十日に無位から従五位下となつた。大同元年(八〇六)三月十八日に従四位下となり、同五年(八一〇)二月に亡くなつている。任官の記録は延暦十八年(七九九)二月二十日の雅樂頭になつたもののみである。波多麻呂の記録にも文子の入内を窺わせるものはない。想像を逞しくすれば、詩や書に秀で、文芸の面で才能のあつた嵯峨天皇—神野親王—は延暦十八年(七九九)時点で十四歳であり、「雅樂頭」波多麻呂との間に接点があつたかも考えられるが、想像の域を出ない。しかし、波多麻呂の子、真文は文德天皇の仁寿元年(八五一)十一月に正六位上から従五位下に叙されている。波多麻呂卒去の大同五年(八一〇)以後、後見のないままに入内したという可能性は低いので文子の入内は延暦十八年(七九九)あたりから大同五年(八一〇)以前とするのが妥当かと思われる。

では、次に純子・斎子内親王はいつ頃生まれたのであるうか。『文德実録』仁寿三年五月十六日条の斎子内親王の薨伝には次のように記されている。

无品齊子内親王薨、親王嵯峨太上天皇第十二女也、母正五位下文室眞人久賀麻呂女、従五位上文子也、親王適三

葛井親王の薨伝には親王が射芸にすぐれ、外祖父坂上田村麻呂の遺風を受け、音楽を好み、晩年には酒に親しんだ豪放

品大宰帥葛井親王、内外戚皆耻其非成禮

齊子内親王は嵯峨天皇の異母弟、つまり内親王自身にとっては叔父にあたる葛井親王の室となつたわけであるが、この結婚それ自体に何らかの問題があるとは考えがたい。したがつて「非成禮」というのはその経緯にあつたと思われる。「成禮」は大漢和辞典によると、「一に「禮を備へる。禮を立派に行ふ」とあり、「二に「婚禮をすませる」とある。葛井親王は婚儀の禮を行わず、斎子内親王を室とした為に「非成禮」と評されたものと思われる。嵯峨天皇が生きている間に「内外戚皆耻其非成禮」という事態が生じるとは考えにくいことから嵯峨天皇亡き後に起こつたことであろう。嵯峨天皇の崩御は承和九年(八四二)七月五日、この時、葛井親王は四十三歳であり、三品常陸太守であった(注5)。皇族として一人立ちをしているにもかかわらず内外戚が非を唱えるような形で斎子内親王を室としたこと、文室氏が政治的、経済的に力がある氏族とは言えず、葛井親王が齊子内親王を室とする」とで何らかの利益があつたとは考えられないこと等を考え合わせると齊子内親王自身に葛井親王を引きつける個人的資質があつたと思われる。

葛井親王の薨伝には親王が射芸にすぐれ、外祖父坂上田村麻呂の遺風を受け、音楽を好み、晩年には酒に親しんだ豪放

磊落な様子を窺わせる記事が並んでいる。親王の子は二十余名に及んだという（注6）。このような葛井親王が半ば強引に室としたことからいつて齊子内親王は承和九年（八四二）の時点ではまだかなり若かったのではないだろうか。当時の妙齡の女性が十八前後と考えれば、齊子内親王は天長二年（八二五）頃に生まれたことになり、嵯峨天皇晩年の皇女ということになる。

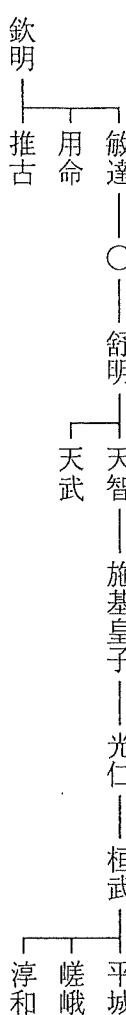
純子内親王が姫であることはほほ間違いない。姉妹の年齢差は全く不明であり、純子内親王の出生した可能性があるのは、おそらく文子が入内したであろう延暦十八年（七九九）年頃から天長元年（八二四）頃にかけての三十余年ということになりこれ以上、狭めることはできない。

えられる文室文子の生んだ皇女が賜姓されることなく内親王とされた最大の要素は何であろうか。考え得る限りでは曾祖父長親王の生母が大江皇后、つまり天智天皇の流れを受けていることである。嵯峨皇后の中で内親王宣下を受けたものの生母の出自を見ると、

（注7）、百濟慶命と大原全子の場合、同族の女性の皇女が内親王となつてゐるにも関わらず賜姓されたのは代が下るためであろうか。また当麻氏は三十一代用命天皇に発する皇鞠系氏族である。大原氏が発する敏達天皇とは一代しか違わぬい。にもかかわらず賜姓されてゐるのは敏達天皇が舒明、玉

さて妹の齊子内親王は仁寿三年（八五三）五月十六日は農去、葛井親王はそれより三年前の嘉祥三年（八五〇）四月一日に亡くなっている。

去年冬末、至于是月、京城及畿內畿外、多患咳逆、死者甚衆矣



智
元正と云ふが、てしのい姓にして、月命三皇の御代天皇の兄弟で系統を異にするためであろうか。

二つ、てある七、當時の内親王宣下は、

（つづいてみると）當時の内親王宣下は父の勢力が既絶等。
りも血筋が重視され、天武天皇の系統であり、かつ天智天皇
の血を受けていることによって純子・斎子は内親王宣下を受
けたのだといえるであろう。

とある。偶然かも知れないが、絶子内親王の薨去の翌日には、葛井親王の子である棟氏王も亡くなっている。或いは斎子内親王との縁から純子内親王家と棟氏王との間に行き来があり、同じ流行病で亡くなつたのかも知れない。

、同上。疏丁病で止まつたのかと聞けぬ。

とある。偶然かも知れないか、純子内親王の薨去の翌日には葛井親王の子である棟氏王も亡くなっている。或いは斎子内親王との縁から純子内親王家と棟氏王との間に行き来があり、同じ流行病で亡くなつたのかも知れない。

百濟貴命
高階河子
百濟王、義慈王を祖とする帰化人の系統
天武皇子高市皇子孫桑田王の系統

天武皇子高市皇子孫桑田王の系統
天武系山口王或いは百濟王系とも
第三子式又(三)是(二)式(一)
交野女王
高階河子
大原春子

大原淨子 文室文子 第三十代敏達天皇五世孫今城王の系統 天武天皇と天智皇女・大江皇女の子、長親

文室文子 天武天皇と天智皇女・大江皇女の子、長親 王の系統

ある。百貨貴命は帰化人の系統であるが、父は左近の眞子乎

である。百濟貴命は帰化人の系統であるが、父は陸奥鎮守將軍俊哲、また貴命の叔母明信は桓武朝の尚侍として絶大な信頼を受けており、従二位まで昇つてゐる。これを見ると、皇后か皇親系氏族か、桓武朝において多大な功績を挙げた氏族の出であることがわかる。

一方、賜姓された皇女の生母の出自は

山田丘之

百濟慶命 百濟貴命の姪

大原全子

当麻氏

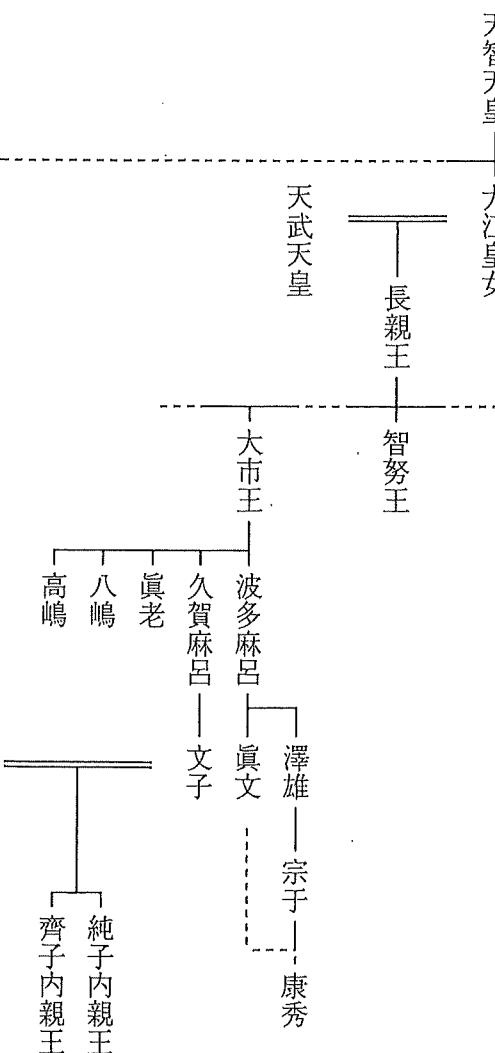
紀氏

甘奈蘭氏

の兄弟で系統を異にするためであろうか?

もの寂しい土地で有力な後見を持たないままに生涯を過ごし
た内親王の生活がどのようなものであつたか想像の域を遙か

に越えている。なお、蛇足ではあるが、六歌仙の一人である文屋康秀は波多麻呂の子孫にあたる（注8）。



施基皇子——光仁天皇——桓武天皇——嵯峨天皇

（注1）佐伯有清氏『新撰姓氏錄の研究』考證篇第一（昭和五十六年・吉川弘文館）二五二頁

（注2）『国史大系』「攝津職」項

（注3）『古代氏族系譜集成』（宝賀寿男編・古代氏族研究会・昭和六十一年）文室氏波多麻呂の注に『百家系図

五位下となつていて、つまり、波多麻呂の初叙が従五位下であるのに、久賀麻呂はその下から従五位下に昇叙していることになる。宝賀寿男氏はこれらのことから波多麻呂を兄としたものと思われる。

（注5）葛井親王は承和元年（八三四）正月十二日条に安房守から常陸守になつた記事があり、承和七年（八四〇）正月三十日にも常陸守の叙任記事がある。『増補六国史』頭注では重任かとする。

（注6）『文徳実録』嘉祥三年四月二日条

大宰帥三品葛井親王薨、親王桓武天皇第十二子也、

母大納言贈正二位坂上大宿禰田村麻呂之女、従四位

下春子也、親王幼而機警、年六歳、勅賜帶劍、弘仁

十年賜爵四品、拜兵部卿、天長三年爲上野太守、承

和七年爲常陸太守、八年進爵三品、親王頗善射藝、

有外家大納言之遺風、嘗嵯峨天皇御豊樂院、以觀射

禮、畢後勅諸親王及郡臣、各以次射親王時年十二、

天皇戲語親王曰、弟雖少弱、當執弓矢、親王應詔而

起、再發再中、時外祖父田村麻呂亦侍坐驚動喜躍、

不能自己、即便起座、抱親王而舞、進曰、臣嘗將數

十万之衆、征討東夷、實賴天威、所向無敵、自料、

勇畧兵術多所不究、今親王年在韶齡、武伎如此、愚

稿』文室系図には久賀麻呂の子となつていてと記されている。

（注4）波多麻呂が无位から従五位下に叙されたのが天平宝字元年（七五七）五月二十日である。一方、久賀麻呂は宝亀八年（七七七）正月七日に正六位上から従

親王耽愛聲楽、殊翫絲管、晚年好酒、志在謌樂、累日連夜、淵醉忘疲、嘉祥三年爲大宰帥、薨時年五一、朝廷因循舊典、遣監喪使等、親王有子廿餘人

（注7）林陸朗氏『上代政治社会の研究』「嵯峨源氏の研究」

二三七頁（昭和四十四年・吉川弘文館）

（注8）『皇胤志』では曾孫とされるが、注2の『百家系図稿』では眞文の子、つまり孫とする。

（一文字昭子）

同子内親王（淳和皇后）

内親王という高い身分にも関わらず同子内親王の表記には揺れがあり、三通りの名前が伝えられている。現在提供されている活字本のテキストに拠れば、その表記は次のようになる。

同子内親王と記したもの

『三代実録』『日本紀略』

國子内親王と記したもの

『本朝皇胤紹運録』『皇胤系図』『一代要記』

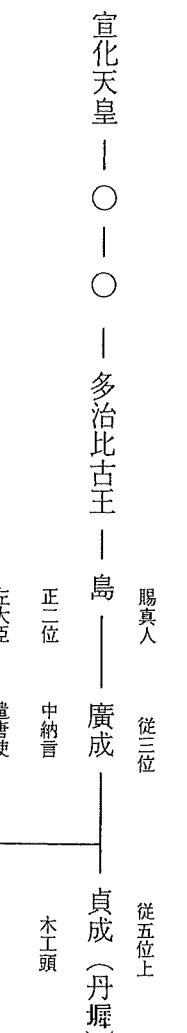
『皇代記』『帝王編年記』

周子内親王と記したもの

『皇胤系図』（『本朝皇胤紹運録』頭注）

伊都内親王の場合と異なり（注1）、この「同」「國」「周」は読みが同じとは考えられない。漢字の部首（かまえ）が類似して無くも無いことから、単なる誤写であつた可能性が高いと思われる。

また内親王の生母についても『三代実録』『日本紀略』は丹墀「池子」としているが、他の史料は「常子」となっている。「池」「常」は読みはもとより、漢字の類似も認められない。これも誤記であろう。



比」を「丹墀」に改めたが帰国後に元に戻した由、兄と思われる貞成が天長九年（八三三）四月に「多治比」を「丹墀」とすることを奏請した由、当時そのことについて自らは不満であつたことなどを述べた上で、今後「多治」姓を使用したい旨を訴えて許されている。天平宝字元年（七五七）の橘奈

良麻呂の変に一族の多くが連座したため、貞觀八年当時、丹墀氏の廟堂における勢力は既に失われて久しかつた「多治」姓を賜りたいという貞峯の上表は、権力の座からは遠く隔てられたものの、その出自に対する強い意識の現れであつたのであろう。

同子内親王の外祖父・門成は『文德実録』仁寿三年（八五五）三月二十二日条の卒伝に拠れば豊長の子であるが、その豊長の記録が六国史にないため、丹墀氏内における系図的な位置付けは不明である。門成の卒伝には次のようにある。

七月十七日条の項に

大和守正五位下丹墀真人門成卒。門成者。從五位下内蔵助兼右衛士佐豊長之子也。性甚剛直。大同之初。抨巡察彈正。弘仁之初為少判事。九年為大和少掾。十一年転為大掾。天長三年授從五位下。五年為丹波介。土民庶戻。不順教化。旧号難治。門成施以猛政。笞罰為先。序事之前。箋楚如積。數年部内大理。民至今称之。九年為治部少輔。十年為備前介。承和九年叙從五位上。十年為刑部大輔。十二年為宮内大輔。後遷為武藏守。所部曠遠。盜賊充斥。門成下車。未幾。風俗肅清。野猾歛手。嘉祥三年為大和守。豪宗右姓。縱放不制。門成施政自如。無所廻避。境内夷晏。民皆戴之。今年叙正五位下。病卒於官。門成難無才学。長於徒政。所到之處。必樹風声。

門成の履歴の中でも特に例を挙げて丹波・武藏・大和国在任時の功績が讃えられている。丹波介在任時には「難治」とされた丹波の民に、まずは笞罰をもつて臨み、笞罰に使用した箋楚（笞杖のこと）が山積されたほどの「猛政」だったよ

ここでは六国史に従い、皇女の名は同子内親王、その母の名は丹墀池子、としておく。

同子内親王の母・池子の氏族である丹墀氏は、六世紀前半に登極した宣化天皇の曾孫・多治比古王が「多治比」の姓を賜つたことを起源とする。

同子内親王薨去の六年後のことになるが『三代実録』貞觀八年（八六六）二月二十一日条に見える丹墀真人貞峯らの上表には、多治比古王以下の来歴が語られている。貞峯の父・廣成が天平六年（七三四）に遣唐使として入唐の日に「多治

うだが、その甲斐あつて数年之内に国内は治まつた。盜賊が巷に溢れているとされた武藏でも、勢威盛大な地元豪族の放縦があつた大和でも、門成が任国に赴くや丹波と同様に国内が治まつている。これは『続日本後紀』承和九年（八四二）七月十七日条の項に

是日。春宮坊帶刀伴健岑。但馬權守從五位下橘朝臣逸勢等謀反。事發覺。……亦令固山城国五道。……彈正少弼從五位上丹墀真人門成守大原道。……

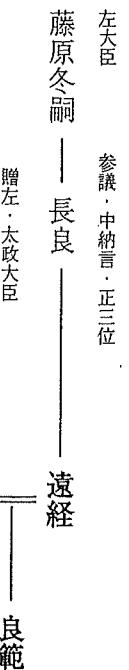
と見えるように、門成が承和の変に際して京から高野川沿いに若狭に向かう大原道の警護を任されるほどの武人であつたこともさることながら、「必樹風声」と評されたように、土地風俗や氣質を識別・把握しての治国能力に長けていたことに因る。貴族的な才学には恵まれなかつたようであるが、剛直で治国能力に長けていた武人、といつたところが門成像であろう。

しかしながらその治国手腕がいかに優れたものであつたにせよ、門成は貴族としては中流で、淳和天皇とはその皇太弟時代も含め、どのような接点があつたのか不明である。淳和天皇が皇太弟であつた大同五年（八一〇）から弘仁十四年（八三三）までに門成の官職は巡察彈正、少判事、大和少掾、大

和大掾であり、位階に到つては記録がないので正確なことは分からぬが従五位下よりも低かつたことは確実である。淳和天皇在位期間の弘仁十四年から天長十年（八三三）の間に門成は従五位下に叙せられ、丹波介・治部少輔・備前介に任じられている。門成の娘・池子の入内時期は、強いて推定す

れば門成が従五位下に叙せられた天長三年（八二六）以降であろうか。

池子は同子内親王の生母としての名が残されているのみであるが、少なくとも一人、姉妹があつた。『尊卑分脈』藤原良範の脇書に「母門成女」とあるのがそれである。この門成



左大臣

参議・中納言・正三位

贈左・太政大臣

嵯峨天皇
——仁明天皇——文德天皇——清和天皇

淳和天皇
——同子内親王——

丹墀門成
——池子——

良範
——遠経——

女の夫は遠経といい、藤原北家の流れである。しかし遠経自身は従四位上・右大弁と公卿に列せられずに終わり、その子の良範となると権力の中核からは更に遠く従五位下・越前守太宰少貳で終わつた。余談となるが良範の子息の一人が藤原純友である。

門成には池子と藤原良範母以外の子供の存在が伝わらない。つまり門成卒去の仁寿三年（八五五）から同子内親王薨

治」姓を賜るなど一族の中心的動きをしている。貞峯がどれほど同子内親王に近しい存在であったのかは分からぬが、彼あたりが内親王の後見をしていたとも考えられる。

六国史における同子内親王の記事は『三代実録』貞觀二年（八六〇）閏十月二十日条の内親王自身の薨伝と、その五日後・閏十月廿五日条の葬送に関するものだけである。

（貞觀二年閏十月二十日）无品同子内親王薨。帝不視事三日。内親王者。淳和太上天皇皇女也。母池子。丹墀氏從五位上門成女也。

（同年同月廿五日）是日。任同子内親王裝束山作等司。從四位下行越中權守房世王為裝束司長官。治部少輔從五位下安倍朝臣房上為次官。判官二人。主典二人。散位從五位下廣山王為山作司長官。從五位下藤原朝臣大野為次官。判官二人。主典二人。喪家辭而不受。

前述したように母・池子の入内が天長三年（八二六）以後だつたとすれば、同子内親王は十歳代半ばで父・淳和天皇と死別、二十歳代後半に後見者である祖父・門成と死別、自身の薨去は三十歳代半ばだつたと思われる。時の清和天皇と同子内親王の血の関係はかなり薄いとはいゝ、内親王位を有す

る皇女として形式にのつとつ「帝不視事三日」の措置が執られた。

不審なのは同子内親王薨伝において外祖父・門成の位階が「従五位上」と記されていることである。門成本人の卒伝には「正五位下」とされていた。門成の卒去後に位階を貶められるような事態も記録されていないことから、この位階の異動もおそらくは誤記であろう。こうした現象はまま起ることとはいゝ、前述の同子内親王と池子の名前表記の揺れと合わせて考えると、門成あるいは同子内親王が時の権力の中核に位置していれば、後の歴史における認識・扱いが自ずと違つていたことを思わずにはいられない。

（注1）「皇女總覽（二）」伊都内親王の項（『国文目白』三十三号／平成六年一月）

（柳澤 理恵子）

●史料
文頭の数字は西暦。（）内は制作者補注。

純子内親王〔母、文室文子（久賀麻呂女）／同母姊妹、斎子

内親王／最終位、無品〕

谷

（『三代実録』）

皇女。正子内親王。【割注／太皇太后。恒貞親王母】。秀子内親王。俊子内親王。芳子内親王。繁子内親王。業子内親王。

基子内親王。宗子内親王。有智内親王。仁子内親王。純子内親王。齊子内親王。

内親王。正子内親王。【割注／太皇太后。恒貞親王母】。秀子内親王。俊子内親王。芳子内親王。繁子内親王。業子内親王。

齊子内親王〔母、文室文子（久賀麻呂女）／同母姊妹、純子

内親王／最終位、無品〕

皇女。正子内親王。【割注／太皇太后。恒貞親王母】。秀子内親王。俊子内親王。芳子内親王。繁子内親王。業子内親王。

基子内親王。宗子内親王。有智内親王。仁子内親王。純子内親王。齊子内親王。

母同芳子【頭注／三代実録、貞觀五年正月廿一日、无品純子内親王薨】

（『本朝胤紹運録』）

861（貞觀二年六月十七日）十七日庚申、詔定仁明天皇深草山陵四履東西限一町五段、南限純子内親王家地、北限峯

（『三代実録』）

863（貞觀五年正月二十一日）無品純子内親王薨、不任縁葬諸司、以喪家固辭也、皇帝不視事三日、内親王者、嵯峨太上天皇之皇女也、母正五位下文室眞人久賀麻呂之女文子、生二女焉

（『三代実録』）

866（貞觀八年十二月二十二日）廿二日癸巳、勅改定深草四至東至大墓、南至純子内親王家北垣、西至貞觀寺東垣、北至

同子内親王〔母、丹墀池子（門成女）／最終位、无品〕

（『文德実録』）

代要記、帝王編年記作同子【（本朝胤紹運録）】

（『日本紀略』）

國子内親王〔母、從五位上丹墀門成女、常子〕（『皇胤系図』）

帝不視事三日。内親王者。淳和太上天皇皇女也。母丹墀氏。從五位上門成女也。

同子内親王【母丹墀常子從五位上門成女】（『帝王編年記』）

（『日本紀略』）

同子内親王【母丹墀常子從五位上門成女】（『帝王編年記』）

（『皇代記』）

860（同年閏十月廿五日）是日。任同子内親王裝束山作等司。從四位下行越中權守房世王為裝束司長官。治部少輔從五位下安倍朝臣房上為次官。判官一人。主典二人。散位從五位下廣山王為山作司長官。從五位下藤原朝臣大野為次官。判官一人。主典二人。喪家辭而不受。

（『三代実録』）

860（貞觀二年閏十月二十日）是日也。无品同子内親王薨。